

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりの基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって安全で安心な住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市民、事業者及び土地建物所有者等をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、市、市民等及び関係機関が、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯の連帯意識のもとに、それぞれの役割を果たしつつ協働し、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを行うことを基本理念として、推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項について、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための活動に関すること。
 - (2) 自主的な防犯活動の推進に関すること。
 - (3) 防犯の視点を取り入れた環境の整備に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。
- 2 市は、防犯のまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に十分配慮するものとする。
- (1) 犯罪の被害に遭いやすい子ども、高齢者等の安全の確保
 - (2) 繁華街等の地域の実情及び特性に応じた安全性の向上
- 3 市は、防犯のまちづくりを推進するための必要な措置を講ずるとともに、推進体制を整備し、及びその充実を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において自らの必要な防犯措置を講ずるとともに、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業者が所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自らの必要な防犯措置を講ずるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、土地建物所有者等が所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関し、自らの必要な防犯措置を講ずるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(協働体制の構築及び充実)

第8条 市、市民等及び関係機関は、相互に緊密な連携を図り、防犯のまちづくりを推進するための協働体制の構築及び充実に努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例について見直しを行うものとする。